

Ryokuen-Toshi Community Association

緑園都市コミュニティ協会会則

(2019年5月19日改定版)

緑園都市コミュニティ協会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は緑園都市コミュニティ協会（以下「協会」という）と称し、英文では「Ryokuen-Toshi Community Association」と表示します。

(事務所の所在地)

第2条 協会の事務所を緑園地区内の理事会が定める以下の場所におきます。
神奈川県横浜市泉区緑園 1 丁目 1-10

(目的)

第3条 協会は、別添に示す緑園都市まちづくり憲章にもとづき、別添図面に表示する緑園地区内の快適で安全な居住環境の確保と住民相互の社会的・経済的地位等の向上、促進を図ることを目的とします。

(協会の事業)

第4条 協会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行います。

- (1) クラブハウス、自治会館、案内板等の共用施設の維持管理。
- (2) 緑化運動の推進。
- (3) 国際交流活動。
- (4) 広報活動。
- (5) 各種セミナー、イベントの開催等のコミュニティ活動。
- (6) ホームセキュリティサービス利用による住宅地の安全維持。
- (7) 有線テレビジョン放送サービス利用による住宅地景観維持および利便の増進。
- (8) 街並み・建築デザイン等の住宅地の景観維持に関するガイドライン等の設定、指導、推進。
- (9) その他協会の目的達成に必要なまたは有用な事業。

2. 協会は、前項各号の事業を行うにあたり必要と認められるときは、緑園連合自治会ならびに緑園各丁目自治会及び関連組織等と協力して活動を執行するものとします。

3. 協会は、第1項各号の事業の一部を第三者に委託し、また請負わせて執行することができます。

4. 協会は第1項第6号に関し、サービス提供者との間で、ホームセキュリティサービスに関する契約を締結するものとします。

5. 協会は第1項第7号に関し、サービス提供者との間で、有線テレビジョンサービスに関する契約を締結するものとします。

第 2 章 会 員

(会員)

第5条 協会は、正会員と特別会員により構成されます。

2. 正会員とは、緑園 1 丁目～7 丁目内に居住する世帯及び店舗等の事業を営む者（相鉄グループを除く）で、協会設立後これに加入した者をいいます。

3. 特別会員とは、相鉄グループをいいます。

4. 正会員の内、転出者および退会希望者は、協会に通知することにより退会できます。

(会員に準ずる者)

第6条 住宅地内の居住者と店舗等の事業を営む者とを除く不動産所有者は(相鉄グループを除く)は、協会の認める活動について参加することができます。

(会則の遵守義務)

第7条 会員は、第3条の目的を達成するために、協会が締結する第4条第4項および第5項の各項目の各契約ならびに緑園都市コミュニティ協会会則、必要に定められた細則および総代会・理事会の決議を誠実に遵守しなければなりません。

第3章 地区

(地区および活動)

第8条 協会は、住宅地に別添図面のとおりに自治会を単位として地区を設けます。各地区は、協会の事業を円滑に遂行するため各自治会と協力するものとします。

(班)

第9条 各地区は、地区内を分割して自治会に準ずる班を設けます。また、各地区は当該班を構成する正会員数その他の状況を考慮して各地区が班編成を変更することが出来ます。

(班長)

第10条 班に所属する正会員の中から互選により班長1名を選出します。(ただし、班長は自治会の班長を兼任するものとします)

2. 班長の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ただし、再任をさまたげないものとします。

3. 任期満了または、辞任の場合においては、新たに後任者が就任するまでは、前任者は、なお、その職務を行うものとします。

4. 任期途中で交替(補欠を含む)した後任者の任期は、前任者の残任期間と同一とします。

(班長の職務)

第11条 班長は、班内における連絡業務、調整業務、協会費等の徴収、その他、班内の統括に関する業務を行います。また、理事を通じて理事会に提言することができます。

第4章 総代および総代会

(総代)

第12条 正会員を代表する総代は各地区の班長とする。

2. 総代の任期は、各地区の班長の任期とします。

3. 任期満了または、辞任の場合においても新たに後任者が就任するまでは、前任者はなおその職務を行うものとします。

4. 補欠により選任された総代の任期は、前任者の残任期間と同一とします。

(総代会)

第13条 総代会は、総代により構成され、下記事項について審議します。

(1) 会則の変更ならびに細則の設定、変更または廃止。

(2) 第20条の役員を選任および解任。

- (3) 会費の決定および変更。
- (4) 協会の事業計画の決定および変更ならびに事業報告の承認。
- (5) 協会の収支予算の決定および変更ならびに収支決算の承認。
- (6) 役員の報酬の決定および変更。
- (7) 共用施設などの処分または重要な変更。(改良を目的とし、かつ著しく多額の費用を要しないものを除く)
- (8) その他協会およびその運営ならびに共用施設に関する基本的事項および重要事項。

(総代会の招集)

第14条 理事長は毎年1回会計年度終了後2カ月以内に定時総代会を招集します。

2. 理事長は必要ある場合に臨時総代会を招集することができます。
3. 理事長は、総代の5分の1以上から議題を明示した書面による請求があったときは、1カ月以内に開催日を定めて総代会を招集しなければなりません。理事長がこれを招集しないときは、招集を請求した総代は自らその招集をすることができます。
4. 総代会の招集は、総代会の日時、場所および議題を記載した書面をもって各総代に対し総代会開催日の14日前までに通知して行います。
5. 総代会においては前項の招集通知に記載された議題についてのみ議決することができます。
6. 理事長は、緊急を要する場合においては、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において第4項の期間を短縮することができます。

(議決権)

第15条 総代は総代会において各1個の議決権を有します。

(議決の方法)

第16条 総代会は議決権総数の過半数を有する者の出席がなければ開くことができず、その議事は出席者が有する議決権総数の過半数の賛成をもって決します。ただし、会則の変更および共用施設等の処分または重要な変更は、出席者の有する議決権の総数の4分の3以上の賛成をもって決するものとします。

2. 総代会が成立しなかった場合、理事長は、1ヶ月以内の日を定め、改めて総代会を招集するものとします。
3. 前項によるものお総代会が成立しなかった場合、理事長は、所定の掲示場所に議案を提出して公示し、議案に対し掲出の日から7日以内に総代および特別会員有する議決権総数の過半数を有する者から理事長宛の書面による異議の申し立てがないときは、当該議案については掲出の日総代会による承認の決議があったものとみなします。
4. 総代の議決権は、記名・押印による書面または代理人であることを証する委任状よって行使することができます。ただし、総代が個人の場合、その代理人は当該総代の所属する地区の正会員に、または当該法人の場合その代理人は当該総代の所属する地区の正会員または当該法人の職員に限ります。この場合、当該代理人はあらかじめ理事長に委任状を提出しなければなりません。
5. 第13条により総代会において決議すべきものとされた事項について総代全員の書面による合意があるときは、総代会の決議があったものとみなします。
6. 総代会の決議が一部の会員の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければなりません。この場合において当該会員は正当な理由がなければこれを拒否してはならないものとします。

(出席資格)

第17条 総代、特別会員のほか、理事会が必要と認める者は、総代会に出席することができます。

(議長および議事録署名人)

第18条 総代会の議長および議事録署名人(2名)は、出席者の中から理事長が指名します。ただし、
第14条第3項ただし書により招集された総代会においては、出席者の互選により議長を選出し、議事録作成者および議事録署名人(2名)は当該議長が出席者の中からこれを指名するものとします。

(議事録の作成)

第19条 総代会の議事については理事が議事録を作成します。ただし、前条ただし書の場合はこの限りではありません。

2. 議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および前条の議事録署名人がこれに署名押印します。

第5章 役員および理事会

(役員)

第20条 協会には次の役員を置きます。

(1) 協会の理事は総代会において選出された理事20名以内とします。

①各地区の各自治会の役員の中から選出された正会員8名以内。

②①の他に各地区の正会員の中から選出された者8名以内。

③特定事項を担当するため理事会で選出された特命理事4名以内

(2) 協会の監事は総代会において選出された者2名以内とします。

①総代会において正会員の中から選出された者1名。

②特別会員が指名した者1名。

(3) 理事の互選により理事の中から以下の者を選任します。

理事長 1名

副理事長 2名

会計担当理事 2名

総務担当理事 2名

(役員任期)

第21条 役員任期は就任後第2回目の定時総代会終結の時までとします。ただし、任期満了または辞任の場合、新たに後任者が就任するまでは前任者はなおその職務を行うものとします。

2. 補欠の役員は理事会で選任する者とします。ただし、任期については前任者の残任期間とします。

3. 役員再任はこれをさまたげません。

(役員誠実義務等)

第22条 役員は、この会則および細則ならびに総代会および理事会の決議に従い、会員のために誠実にその職務を遂行するものとします。

2. 役員は、理事会の決議により、役員としての活動に応ずる必要経費の支払い及び総代会の決議により活動費を受けることができます。

(理事長)

第23条 理事長は、協会を代表しその業務を統括するほか、会則および細則ならびに総代会および理事会の決議により理事長の職務として定められた業務を遂行します。

2. 理事長は、定時総代会において前年度における事業報告をするものとします。

3. 理事長は、理事会の承認を得て他の理事にその職務の一部を委任することができます。

(副理事長)

第24条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときはその職務を代行します。

(理事)

第25条 理事は、理事会の定めるところに従い、協会の業務を担当します。

2. 会計担当理事は、会費等収入金の保管、出納、収支決算等の会計業務を行います。
3. 総務担当理事は、理事会および総代会の議事録を作成するほか、協会の総務を担当します。
4. 理事は必要に応じて、理事が有する一切の権限を代理人（正会員に限る）に委任することができます。

(監事)

第26条 監事は、協会の業務の執行および財産の状況を監査し、その結果を総代会に報告します。

2. 監事は、協会の業務の執行または財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総代会を招集することができます。この場合、第14条第4項および第5項の規定を準用するほか、緊急を要する場合においては5日間を下回らない範囲において同条第4項の期間を短縮することができます。
3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができます。

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって構成します。

(議決事項)

第28条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決します。

- (1) 総代会提出議案。
- (2) 第39条に定める勧告または指示等。
- (3) 総代会から付託された事項。
- (4) 前3号のほか、協会の運営に必要な事項。
- (5) 補欠の役員の選任。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、理事長が招集します。

2. 理事が3分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合、理事長は速やかに理事会を招集しなければなりません。理事長がこれを招集しないときは、招集を請求した理事は自らその招集をすることができます。
3. 理事会の招集は、開催日の7日前までに通知するものとします。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができます。また、理事全員の同意があるときは、招集手続を省略して開催することができます。

(理事会の運営)

第30条 理事会は、理事の過半数（理事の代理人を含む）が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数（理事の代理人を含む）で決めます。

2. 理事が理事会議事につき提案した場合において、理事の過半数が書面（電磁的記録を含む。）により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときは、当該議事を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
3. 理事会の議長は、理事長が努めます。
4. 理事会の議事については、議事録を作成します。議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載するものとします。
5. 理事会の運営に関しては、理事会の議決によりその細目を定めることができます。

(専門委員会)

第31条 理事会は、協会を運営する上で必要な事項につき、各種の専門委員会を設けることができます。

2. 専門委員会は、理事会から諮問を受けた事項について審議し理事会に答申するほか、理事会から付託された事項について執行するものとします。
3. 専門委員会の委員は理事会がこれを任命します。
4. 専門委員会の組織および運営方法については、細則でこれを定めます。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第32条 協会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(協会の運営費用)

第33条 協会の運営費用に要する費用は、会費等の収入により支弁します。

(収支予算の作成および変更)

第34条 理事長は、毎事業年度の収支予算案を定時総代会に提出し、その承認を得るものとします。

2. 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を総代会に提出し、その承認を得るものとします。

(収支決算の承認)

第35条 理事長は、毎事業年度の収支決算案を監事の会計監査を経て定時総代会に報告し、その承認を得るものとします。

(会費等の納入)

第36条 正会員および特別会員は、協会が第4条の事業を遂行するために要する費用、協会の通常の業務の遂行に要する費用、臨時に要する費用その他協会の運営に要する費用に充てるため、月額会費および臨時会費を協会に納入するものとします。

2. 会員は、納入した会費等についてその返還を請求することができないものとします。

(月額会費等の納入方法)

第37条 正会員の月額会費の納入方法は、原則として毎年4月1日から同年9月末日までの6ヶ月分を同年4月末日までに、毎年10月1日から翌年3月末日までの6ヶ月分を同年10月末日までに協会の指定する方法により納入するものとします。

2. 前項の各期間の途中で正会員となった者は、入会日の属する月の翌月分より最初に到来する9月または3月までの会費を前項の方法により前納するものとします。

第 7 章 雑 則

(会則原本等の保管および閲覧)

第38条 理事長は、会則原本、細則、総代会および理事会議事録ならびに会員名簿を保管するものとします。

2. 理事長は、会員から理由を付した書面により請求があった場合において相当の理由があると認めるときは、前項の会則原本等を閲覧させるものとします。この場合、理事長は、閲覧の日時・場所等を指定することができます。

(理事長の勧告および指示等)

第39条 正会員またはその同居人が会則・細則、または総代会もしくは理事会の議決に違反したとき理事長は理事

会の議決を経て、その会員もしくは同居人に対しその是正等のため必要な勧告または指示を行うことができます。

2. 正会員またはその同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければなりません。

(細則)

第40条 この会則の実施および協会の運営につき必要な事項に関しては、総代会の議決により細則を定めることができ、その改廃についても同様とします。

(会則の改正)

第41条 この会則は、総代会の4分の3の議決により改正することができます。

附 則 (抄)

(会則の発効)

第1条 会則は、昭和62年4月1日から発効します。

(協会の設立)

第2条 協会は、昭和62年4月1日に設立されます。

(細則の発効) 第3条・(初代役員) 第4条・(当初の会費) 第5条・(地区制度の経過措置)

第6条〔略〕

(改正)

平成元年5月14日改正

平成2年5月13日改正

平成3年5月12日改正

平成13年5月20日改正

平成15年5月18日改正

平成19年5月20日改正

平成21年5月24日改正

附 則 (平成5年5月9日)

(施行期日)

第1条 この会則は、平成5年5月9日より施行します。

(会費等の金額)

第2条 正会員の負担する月額会費は、居住者は一戸当月額200円、事業を営む者は1事業所当月額200円、特別会員の月額会費は所有区画一区画当月額200円とします。

附 則 (平成14年5月19日)

(施行期日)

第1条 この会則は、平成14年4月1日より施行するものとします。

(会費等の金額)

第3条 正会員の負担する月額会費は、居住者は一戸当月額140円、事業を営む者は1事業所当月額200円、特別会員の年会費は、200万円とします。

附 則 (平成15年5月18日)

(施行期日)

第1条 この附則は、平成15年4月1日より施行するものとします。

附 則 (平成16年5月16日)

(施行期日)

第1条 この附則は、平成16年4月1日より施行するものとします。

(会費等の金額)

第2条 正会員の負担する月額会費は、居住者は一戸当たり月額140円、事業を営む者は、1事業所当たり月額200円とします。特別会員の年間会費は、100万円とします。

附 則 (平成19年5月20日)

(施行期日)

第1条 この附則は、平成19年4月1日より施行するものとします。

附 則 (平成21年5月24日)

(施行期日)

第2条 この附則は、平成21年4月1日より施行するものとします。

附 則 (2019年5月19日)

(施行期日)

第1条 この附則は、2019年5月19日より施行するものとします。

(会費等の金額)

第2条 正会員の負担する月額会費は、居住者は一戸当たり月額140円、事業を営む者は、1事業所当たり月額200円とします。特別会員の年間会費は、90万円とします。

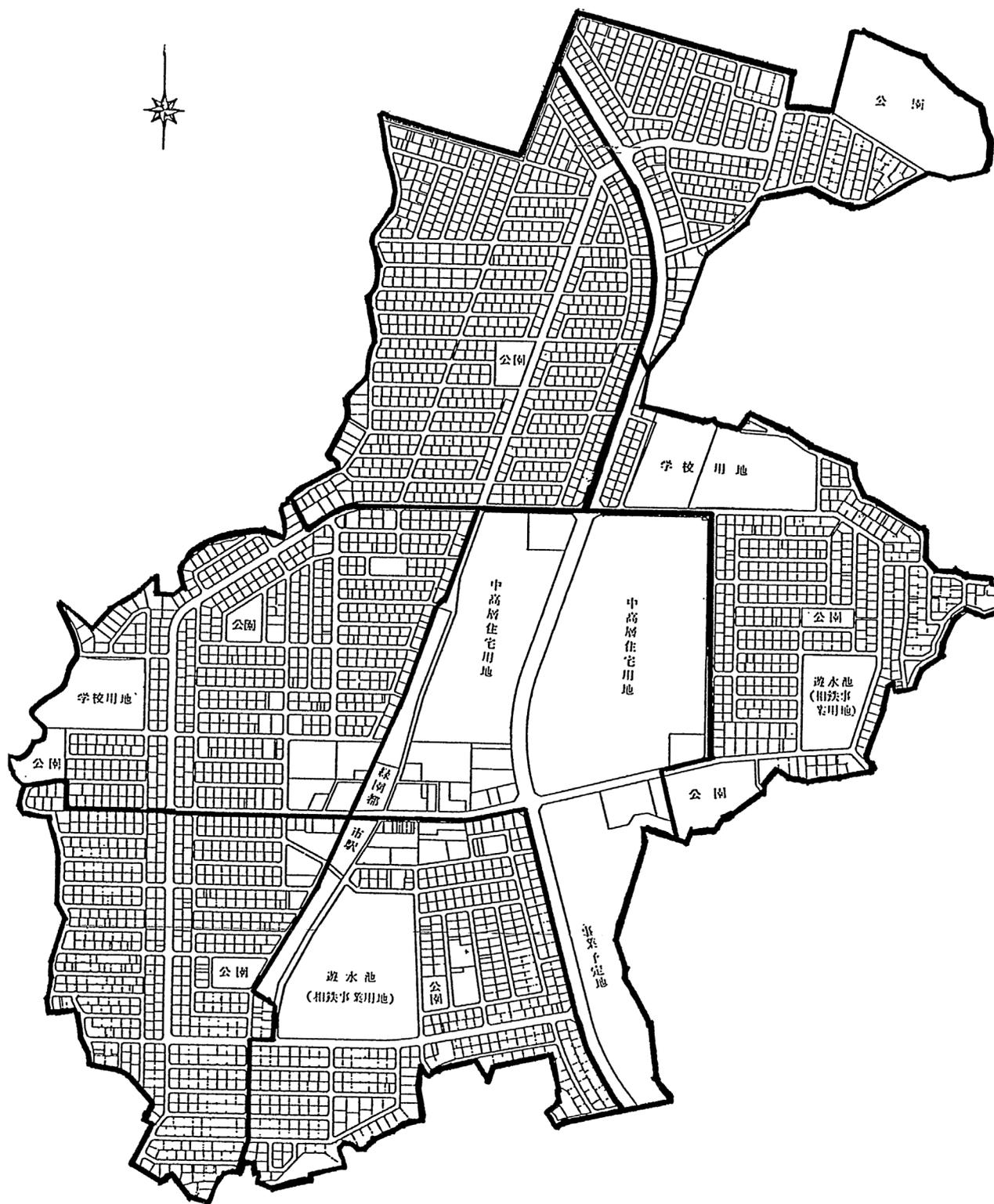
(別添資料)

緑園都市まちづくり憲章

1. わたしたちはこの街を緑豊かな“緑園都市”と名づけます。
2. わたしたちはこの街に緑園都市コミュニティ協会（Ryokuen-Toshi Community Association）を昭和62年4月1日に設立します。
3. わたしたちは緑園都市コミュニティ協会（R.C.A.）を通じてこの街の街づくりに主体的に参加します。
4. わたしたちは緑園都市コミュニティ協会（R.C.A.）のクラブライフを通じて、この街の人と人、人と自然のふれあいを大切にします。
5. わたしたちは「緑園都市コミュニティ協定」を定め、この街の快適で安全な居住環境の創造と生活の豊かさの実現を目指します。

(別添資料)

緑園都市住宅地案内図及び
緑園都市コミュニティ協会地区割り



区画割等について変更される場合があります。

(平成27年5月17日施行)

R C A 防犯カメラ運用細則

(目的)

第1条 この基準は、RCAが防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（横浜市泉区緑園地区内）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

第3条 RCAは、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 RCAは、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この基準及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 RCAは、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所に運用責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

- (4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、保守点検や緊急時等の必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

- (1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
- (2) 画像を保管する記録装置はRCA事務所内に設置し、盗難及び散逸の防止に努めること。
- (3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合はこの限りでない。
- (4) 映像の保存期間は、2週間程度とし、当該保存期間を経過した画像は上書き消去されるものとする。
- (5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 映像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合。

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この基準の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成27年5月17日から施行する。